

みえモデルワーケーション研究会運営等業務委託

業務仕様書

1 業務名

みえモデルワーケーション研究会運営等業務

2 委託期間

契約日から令和4年3月18日(金)まで

3 業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大によりテレワークが普及するなか、アフターコロナ時代の新しい働き方・ライフスタイルとして、リゾート地や地方でテレワークを行う「ワーケーション」が注目されています。

本県では、首都圏等の企業や個人等をワーケーションに誘致することで、県内経済の活性化や地域課題の解決、移住の促進につなげることを目的として、令和3年3月に「みえモデルワーケーションプロジェクト推進方針」を策定し、また、「三重県ワーケーションウェブサイト」を開設する等、ワーケーション推進の取組を進めています。

全国的にワーケーションへの関心が高まりつつあるなか、本県がワーケーションの実施先として選ばれるために、今年度、豊かな自然や食、長い歴史・文化に恵まれた地域資源を活かすとともに、県がこれまで取り組んできた様々な施策を連動させた“みえモデル”を構築することとしています。

本業務は、ワーケーションに関わる産学官民の関係者による研究会を開催することで、独自性のある“みえモデル”を構築するとともに、ワーケーション受入を地域ぐるみでコーディネートできるような人材の育成を目的とします。

4 契約上限額

3,406,150円(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務内容

(1) みえモデルワーケーション研究会の企画・運営

上記3の“みえモデル”を構築するための協議の場として、今年度新たに設置する、みえモデルワーケーション研究会の企画・運営を行うこと。

① 本研究会は以下の構成で運営することとし、研究会全体のプロジェクトを先導していくことができるような統括者を置いて運営にあたること。

(ア) みえモデルワーケーション研究会 幹事会(以下、「幹事会」という。)

(イ) みえモデルワーケーション研究会(以下、「研究会」という。)

a 幹事会では、研究会会員の幅広い意見もふまえながら“みえモデル”について協議を行う。

- b 幹事会構成員は以下を想定し、10名程度の規模で6回程度開催すること。
 - ・大学教授等の有識者
 - ・ワーケーションの取組に先進的な民間企業
 - ・ワーケーションの受入経験が豊富な県内施設
 - ・ワーケーション推進に積極的な県内市町、団体等
- c 幹事会の開催は原則、三重県内での対面式とする。
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大状況等をふまえ必要に応じてオンラインでの開催も可とする。
- d 幹事会の会場手配については、受託者によって行うこととするが、県の保有する施設を提供することもできる。

② 研究会の実施

- a 研究会は、幹事会で協議した“みえモデル”について広く意見収集を行い、“みえモデル”構築のための議論につなげる場とする。
- b 研究会会員は、県内の市町、団体、受入施設、ワーケーションに関心のある民間企業等から広く募集すること。
- c 研究会は3回程度開催することとし、オンライン開催を基本とする。
- d 研究会において、ワーケーションの機運醸成につながるような、有識者等によるセミナーを、異なるテーマで3回程度実施すること。

③ その他、研究会運営業務の共通事項

- a 以下の日程を目途に“みえモデル”構築に関する報告書を作成し、県に提出すること。
 - ・中間報告書（令和3年11月中旬）
 - ・最終報告書（令和4年2月中旬）
- b 幹事会・研究会の開催ごとに議事録を作成し、開催後10日以内をめぐりに各会員全員に配布すること。

(2) コーディネーター育成のための研修会の企画・運営

本研修会は、ワーケーションの受入れを地域ぐるみでコーディネートできるような人材の育成・確保のための、実務的な研修会の企画・運営を行うこと。

- ① 地域でのワーケーションのコーディネートに必要な観光、移住、創業等の幅広い知識が得られるように、研修を3回程度開催することとし、参加者は継続受講することを前提とすること。
- ② 参加者は、ワーケーションに関心のある県内の団体、受入施設、民間企業等から広く、30名程度募集すること。
- ③ 参加者の人的ネットワークが構築できるよう、対面式のグループワークやフィールドワーク等、効果的な研修とすること。
- ④ 開催場所は原則、三重県内とする。
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大状況等をふまえ必要に応じてオンラインでの開催も可とする。

(3) その他の取組の実施

上記(1)、(2)に加えて、本業務の目的を達成するための、より効果的な取組があれば、あわせて提案してください。

6 業務全般にかかる共通要件

(1) 業務管理要件

本業務の体制に関する要件は以下のとおりとする。

- ① 受託者は本業務を確実に遂行する履行体制（支援体制を含む）を確保していること。
- ② 受託者は契約締結後、研究会及び研修会について、スケジュール、実施体制（業務担当者、作業員や後方支援者等）を含めた業務計画書を速やかに県に提出し、承認を受けたうえで業務に取り掛かること。
- ③ 原則として、県と合意した業務計画に従って作業を実施すること。
ただし、業務の遂行にあたり、業務計画書の変更が必要となる場合は、県と協議し、承認を受けること。
- ④ 必要に応じて適宜打合せを実施し、報告及び作業内容の説明・協議を行うこととし、打ち合わせ後は議事録を県に提出すること。
- ⑤ 緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図を提出すること。
- ⑥ 幹事会等開催の2週間以上前までに日時等を参加者へ通知し、必要に応じて資料等を参加者全員へ配布すること。
- ⑦ 各開催の様子について写真撮影を含めた記録を行い、各議事録を作成すること。
なお、内容については出演者等の了解を得、著作権や肖像権にかかる問題が生じないように処理すること。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な処置を講じること。

7 納品物品

以下の納品物を令和4年3月18日（金）までに提出すること。

納品方法は電子媒体と紙面での納品を各1部とする。

電子媒体のファイル形式については、県と事前に協議を行い決定すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他県が指示するもの

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴排要綱」という。)第3条又は4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱(以下「落札停止要綱」という。)に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通知などの義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を阻止すること
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする
 - ③ 県に報告すること
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、県と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札停止資格等の措置を講ずるものとする。

10 受託者の留意事項

- (1) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は委託期間終了後を問わず、業務上知り得た個人情報及び三重県の機密事項を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。
- (3) 原則として再委託は禁止する。
ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に記載されているすべての業務に対し、いかなるケースにおいても、別途費用を請求することはできない。
ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行うことができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、県と協議のうえ定めるものとする。

11 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

12 履行場所

三重県庁(三重県津市広明町13番地)
その他県が指定する場所